

# 教育行政執行方針



教育行政執行方針を述べる蜂屋教育長

今日、社会が急速に変化する中で、グローバル化への対応や少子高齢化による社会活力の低下などの課題が生じており、社会生活に様々な影響を及ぼしております。こうした状況の中、人々の個性や能力を伸ばし、地域の発展を支える基盤となる教育の重要性が改めて認識されています。

教育行政においては、教育の政治的中立や明確化などを図るため、昨年六月に法律が改正され、本年四月から施行されますが、大切なのは子供たちの健全な成長を達成するための環境整備であり、教育委員会としては、これまでどおり、期待に応える教育の推進に取り組んで行かなければならないと考えております。

一つは、少子化対策の一環として、

子育て家庭の就学準備を支援するため、小・中学校へ入学する児童・生徒の保護者へ入学祝金を支給し、家庭の経済的負担の軽減を図って参ります。

二つ目は、時代に即した教育活動の推進として、小学校・中学校に校務支援システムを導入し、学校運営の改善と効率化を図って参ります。

三つ目は、言語障害児通級指導教室（通称「こぼの教室」）について、平成二十六年度は、児童八名、幼児三名の計十一名が通級しておりますが、今年度も引き続き取り組んで参ります。

四つ目は、学習支援体制として、小学校にはこれまで同様、大学生によるスクールアシスタントティーチャー及び学習支援員の配置を行うとともに、中学校にも引き続き、学習支援員を配置して、小・中学校の学習支援の強化を図って参ります。

五つ目は、外国語授業の推進として、現在、国際交流派遣事業により外国人を採用し小・中学校で授業を行っていますが、二〇一八年度から段階的に実施される予定の次期学習要領では、外国語活動の必修化が予定されており、今後より質の高い教育環境を推進するため、民間での委託を実施いたします。

六つ目は、土曜授業の実施についてですが、本村としては、まだ条件整備が整っておらず、今後、国や他市町村の動向を見極めた中で、学校やPTA、家庭や地域の方と十分に協議し進めて

参りたいと考えております。

社会教育の推進につきましては、「第三次新篠津村生涯学習総合計画」に基づき、村民が生涯において元気で充実した生活を送るためにも、生涯にわたって自由に学べる環境と、多様化する学習活動に対応するため、いつでもどこでも、だれでも生涯を通じて学習する機会の充実に努めるとともに、社会教育によつて育つた人材を学校教育現場においても活用し、学社融合を目的とした教育の推進に努めて参ります。

生涯学習の推進につきましては、自治センターやB&G体育館を拠点とし、各種団体の育成を図り、村民サークル活動や音楽活動、ボランティア活動などを支援するとともに、高齢者や女性をはじめ、村民の学習機会の充実に努めて参ります。

また、芸術文化祭や体験学習などの開催により、発表機会や参加機会の拡充、内容の充実に努め、その成果を地域や学校に還元できる環境づくりに努めて参ります。

青少年健全育成の推進につきましては、学習機会や体験活動事業に積極的に取り組むとともに、思いやりの心とチャレンジ精神を育む青少年の健全育成活動に努めて参ります。

青年団活動については、青年団が結成されてから本年で七十年の節目を迎えることから、これを記念し十一月には青年団主催による記念式典と祝賀会

が開催されます。教育委員会としても、側面から協力・支援して参ります。

郷土資料室につきましては、旧中学校の一室に設置し保存とデータの整理に努めておりますが、広く住民が鑑賞できる環境にない状況であるため、今後、新たな設置場所や保安管理、および郷土資料の情報提供など、郷土資料室の総合的な活用方法について検討して参ります。

各地区の活動の拠点である社会教育施設につきましては、今年度、第5自治区克雪センターの建替え工事と駐車場の舗装工事を実施いたします。

スポーツ活動の推進につきましては、生涯スポーツの推進を目指した健康づくりや体力づくりに関する村民のスポーツ意識を啓発し、スポーツに親しめる機会の充実に努めるとともに、各種スポーツ団体やスポーツクラブの自主的な活動を支援して参ります。

また、スポーツ施設の拠点である運動公園にあつては、昨年、野球場の改修工事を実施したことから、中体連の野球メイン会場として開催いただくことで進めるほか、村内外を問わず、多くの方が利用いただくよう広く周知して参ります。

以上、平成二十七年年度の推進目標として、教育行政を進めて参りたいと存じますので、議員各位をはじめ村民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。執行方針といたします。